志木市教育委員会教育長 柚木 博

国の「緊急事態宣言」に伴う市内小中学校の対応について(1)

本日、国から「緊急事態宣言」が発出されたことに伴い、埼玉県教育委員会から必要な措置を講じるよう要請がありました。

このことを踏まえ、次のとおり対応させていただきます。

□小中学校の臨時休業について

次の期間、小中学校を臨時休業とします。

臨時休業期間:令和2年4月8日(水曜日)~5月6日(水曜日)

学校再開は、5月7日(木曜日)とします。

□令和2年度 小中学校における教科書の配布について

令和2年度における教科書については、各学校において4月10日(金)までに配布しますので、お受け取りください。

教科書の配布日程、場所等については、各学校のホームページで掲載しますので、御確認ください。

□校庭開放について

休業期間中、児童生徒の健康保持の観点から、保護者の責任のもと、次のとおり校庭開放を実施します。(土曜日・日曜日を除く。)

- · 開放時間: 12:00~16:30
- ・対 象:在籍児童・生徒、保護者等

放課後志木っ子タイム及び学童保育の利用者

- 留意事項
 - ○体育館は使用しない。
 - ○遊具は使用禁止とする。
 - ○身体的接触を避ける。
 - ○手洗い、うがいを励行する。
 - ※放課後志木っ子タイム及び学童保育において、「密閉・密集・密接」を 避けるため、上記時間外に利用することがあります。

□部活動について

部活動については、実施しません。